

笠間市宿泊体験促進事業 (かさま応援割プラス)

宿泊事業者向け取扱いマニュアル

笠間市宿泊促進事業事務局

(一般社団法人笠間観光協会)

〒309-1611 笠間市笠間1538-2

TEL:0296-72-9255/FAX:0296-71-9712

Mail:kasama@intio.or.jp

営業時間：火曜日～日曜日（10：00～17：00）

1.はじめに

笠間市宿泊体験促進事業(かさま応援割プラス)を再開いたします。

本事業に参加する宿泊事業者は、宿泊商品の販売にあたり、当マニュアルに記載

のある事項をよくお読みいただきますようお願い申し上げます。

2. 本事業の参加条件

- ・笠間市が定める支援金の交付決定額に同意できること。
- ・宿泊利用者より、ご本人が宿泊したこと、割引適用を受けたことなどを記載した「宿泊証明書」に署名をもらい、事務局に提出すること。
- ・販売実績に応じた支援金を受け取ることに同意すること。
- ・販売実績報告書を決められた期日までに定期的に提出すること。
- ・不泊、No Showなどの防止に努めること。
- ・本書に示す事業内容等に同意できること。

3. 支援対象条件

- 宿泊商品の対象期間（宿泊日基準）

令和3年3月19日（金）～令和3年5月30日（日） ※令和3年5月31日チェックアウト分までが対象。

※令和3年3月13日（土）以降の予約受付分であり、宿泊日が対象期間内であるものに限ります。ただし、緊急事態宣言が発出されている地域にお住いの宿泊客は対象外となりますのでご注意ください。（解除後は対象となります。/宿泊日基準）

- 支援の対象となる宿泊商品について

宿泊利用者が宿泊事業者（注釈1）様に直接申込み・支払精算を行った1泊以上、3泊以下の宿泊が支援金の対象となります。

- 支援の対象とならない宿泊商品について

1、旅行業法に基づき旅行業の登録を受けた者や、海外で旅行業を営む法人、OTA等が製造する旅行商品。（注釈2）

※ただし民泊事業者は除く

2、宿泊施設が独自に造成したの宿泊商品の内、Q U Oカード等換金性の高い金券類を含む宿泊商品。

（注釈1）【本事業に支援対象となる宿泊事業者様は以下に該当する方です】

旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可を受けた者。(風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を行う者を除く。)

（注釈2）OTAを含む旅行代理店や仲介業者経由の旅行商品・宿泊商品は対象となりません。

4. 笠間市宿泊体験促進事業(かさま応援割プラス)^{※以降かさま応援割プラス}の支援内容

i. 宿泊料金と比例した支援金の支給

宿泊料金（税込）	支援限度額 （一人一泊あたり）	備考
10,000円以上	最大5,000円	他の支援金等と重複適用可 ※ただし、自己負担1泊につき1,000円を下限 【国内発着旅行】3泊を上限
10,000円未満	最大3,000円	
住宅宿泊事業者	一律3,000円	

※【例】割引前の販売価格(税込)が一人当たり6,800円の場合

ア、茨城県で実施予定の茨城県宿泊促進事業第2弾「目指せ日本一」割と期日が重複する場合→いばらき応援割から3,000円の割引、かさま応援割プラスから2,000円の割引となります。かさま応援割プラスの規定では、宿泊者から最低1,000円を収受するきまりがございます。従ってこの場合は $6,800円 - (3,000円 + 2,000円) = 1,800円$ を収受することになります。

イ、かさま応援割プラス単独の場合→かさま応援割プラスから3,000円の割引

ii. 体験助成券の発行による着地型観光の推進（宿泊者全員）



5. 掲示について

宿泊プラン内容がわかる書類やホームページ、ご案内表を作成ください。

記載文章例：

「この商品は笠間市宿泊体験促進事業(かさま応援割プラス)により〇〇円の支援を受けています。」

- 館内掲示について

「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」の遵守及び「いばらきアマビエちゃん」(感染防止対策宣誓書)をと登録、掲示すること。

既存商品については、次ページ書面【例】を作成し、既存商品の宿泊プランやパンフレットに挟み込むなどをして、取引条件の一部として取り扱ってください。

参考表示例

笠間市宿泊体験促進事業(かさま応援割プラス)のご案内

かさま応援割プラスとは、宿泊料金の割引による低廉化支援を行うことで、新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受けた笠間市の宿泊需要の早期回復を目的として、宿泊事業者に対して、笠間市が交付する支援金です。

1、対象宿泊期間：令和3年3月19日(金)～令和3年5月30日(日)までのご宿泊

※5月31日(月)チェックアウトまで対象。

2、宿泊料金：販売額〇〇円（割引額〇〇円）

3、注意：①支援金の予算に達した時点で終了となります。

（体験助成券も割当枚数に達した時点で終了となります。）

②宿泊予約成立後のお客様のご都合によるお取消しは、弊社宿泊約款取消料規定により割引後の宿泊代金を基準とした所定の取消料を申し受けます。

6. かさま応援割プラス利用に係る留意事項

- ・旅行業者等仲介業者の宿泊プランに支援金は適用されません。
- ・換金性のあるものを組み込んだ宿泊プランは対象外です。(QUOカード、商品券等)
- ・宿泊実績がないものについては、支援金は支払われません。
- ・宿泊がキャンセルとなった場合でも、支援金は支払われません。
- ・交付決定日から割引いた価格で販売いただけます。
- ・緊急事態宣言が発出されている地域にお住いの方。(解除後は対象となります。/宿泊日基準)

【支援対象とならない例示】

- ①民泊施設を除き、旅行会社が販売する宿泊プランやOTAなど。
- ②日帰り（入浴、食事付きプラン）等の宿泊を伴わないプラン。
- ③宿泊施設が独自に造成した宿泊商品にQUOカード等換金性の高い金券類を付けた宿泊商品等。
- ④宿泊取消や不泊者への支援金。

【取消料の考え方】

取消料は観光庁・JATAの見解により割引後の販売額を算出基準とすることとされています。ただし、予め取消料基準を明確にお客様に示すことにより、誤解を与えることがない場合に限り、宿泊業者の判断において割引前とすることができます。

7. かさま応援割プラス販売実績報告について

(1)実績報告

宿泊事業者は、以下の報告期日までに、販売実績報告書を郵送またはご持参にて提出してください。

宿泊期間	販売実績報告期日
3/19～3/31 宿泊分	4/10 必着
4/1～4/30 宿泊分	5/10 必着
5/1～5/31 宿泊分	6/10 必着

※期限を過ぎますと、支援金の支給ができませんのでご注意ください。

※支払いは、各月20日までといたします。

【販売実績報告書の提出書類】

- ① 実績報告書(様式第6号)
- ② 実績内訳シート(様式第6-2号)
- ③ 宿泊証明書(様式第7号)
- ④ 申請書兼請求書(様式第8号)

※関係書類は笠間観光協会ホームページ（お知らせ欄）からダウンロードしご利用ください。

(2) 支援金額の確定・請求

事務局は、上記の販売実績報告書一式による交付申請を受付後、申請内容を確認の上、支援額の確定通知を「支援金交付額確定通知書」により行います。

書類に不備等があると支払に影響が出ますので、すべての書類一式に間違いがないか提出前に再度、ご確認の上、郵送またはご持参にて提出してください。

8. かさま応援割プラス交付申請に係る証票および不正防止利用について

・宿泊事業者様で作成した、5年間保管が必要な証票について、宿泊内容が確認できる帳簿等や精算時に宿泊代表者がサインする宿泊証明書は、申請時に提出いただきますので、予めコピーをお願いします。

●不正利用の防止について

(1) 今回の事業は、民泊施設を除き、旅行業者やOTA等、仲介業者の提供する宿泊商品は支援の対象となりません。

(2) ご本人が宿泊、割引の適用を受けたことの証明として、宿泊代表者から1つの予約記録ごとに1枚ずつ、必ず署名をいただってください。

(3) 報告いただく内容が正当であるか確認のため、事務局または笠間市による宿泊事業者様への立入検査や宿泊実績確認を行う場合があります。

● 其他のご案内

- ① 報告内容に間違いのないよう、事務局へ提出する前に再確認をお願いします。
- ② 実績内訳シート表紙に、報告内容に相違の無い旨、署名・捺印をお願いします。
※署名・捺印は宿泊事業者様の代表者または担当部署の責任者をお願いします。
- ③ 事業の趣旨をふまえ、要項等で定めたルールに則った取組をお願いします。
- ④ 支援金をお客様へ還元せず、宿泊事業者様の利益とすることは厳禁です。
- ⑤ その他、ご不明な点は事務局までお問合せください。

※本事業のマニュアルは円滑な事業運営を行うため、変更される場合があります。

9. 新型コロナウイルス対応ガイドラインについて

《宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドラインについて》

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟が発表している「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」について地域の実情や施設の規模等、各施設の実情に合わせた対策を講じるようお願いいたします。

新型コロナウイルスガイドライン

<http://www.ryokan.or.jp/top/news/detail/298>

10. 精算までの流れ

事務局
(笠間観光協会)

① 配分割当額通知

販売期間(2021年3月19日～2021年5月30日)
※5月31日チェックアウトまで

宿泊事業者様

② 販売実績報告
実績報告書(様式第6号)
実績内訳シート(様式第6-2号)
宿泊証明書(様式7号)
交付申請書兼請求書(様式第8号)

③ 審査・支払精算
支援金交付額確定通知書
※実績報告受領後、審査・
20日までに支払

11. 笠間市宿泊体験促進事業 事務局について

本事業の目的である「宿泊料金の割引による低廉化支援を行うことで、新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受けた、笠間市の旅行需要の早期回復」を達成するよう宿泊事業者の皆様に寄り添い、円滑な運営を心掛けてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ご不明な点等ございましたら、下記事務局までお問合せください。

笠間市宿泊体験促進事業事務局
(一般社団法人笠間観光協会)

〒309-1611 笠間市笠間1538-2

TEL:0296-72-9255/FAX:0296-71-9712

Mail:kasama@intio.or.jp

営業時間：火曜日～日曜日（10：00～17：00）